⑶　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成18年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	33,964,664	○費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、入札差額が生じたことによる経費の減少及び期を跨いだ物品等の契約済繰越等により発生したものを本事業年度に繰り越したものの、本事業年度において収益化を必要とする案件が無かったため、翌事業年度に繰り越したものである。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、想定されない人件費等の支出が発生した場合に翌事業年度以降において収益化する予定である。

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成19年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	89,363,466	○費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、入札差額が生じたことによる経費の減少及び新陳代謝による人件費の減少等により発生したものを本事業年度に繰り越したものから、本事業年度において収益化した額を除き、翌事業年度に繰り越したものである。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、想定されない人件費等の支出が発生した場合に翌事業年度以降において収益化する予定である。ただし、旧空港整備勘定分については、当中期目標期間終了後、積立金として国庫に返納する予定である。

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成20年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	85,014,296	○費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、入札差額が生じたことによる経費の減少及び期を跨いだ物品等の契約済繰越等により発生したものを翌事業年度に繰り越したものである。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度以降において収益化する予定である。

6．運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費補助金	63,423,500	63,423,500	—	—	
合　計	63,423,500	63,423,500	—	—	

7．役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(2,979) 46,376	(1) 3	(0) 2,184	(0) 1
職　員	(82,061) 519,769	(31) 60	(0) 104,923	(0) 3
合　計	(85,040) 566,145	(32) 63	(0) 107,107	(0) 4

注１）　役員報酬基準の概要は、理事長922,000円、理事784,000円、監事728,000円、非常勤監事248,300円を月額として支給しております。

その他諸手当及び退職手当については、「独立行政法人電子航法研究所役員給与規程」及び「独立行政法人電子航法研究所役員退職手当支給規程」に基づき支給しております。

注２）　職員に対する給与は、「独立行政法人電子航法研究所職員給与規程」及び「独立行政法人電子航法研究所契約職員等就業規則」に基づき支給しております。

注３）　支給人員は、年間平均支給人員数によっております。

注４）　非常勤役員及び非常勤職員については、外数として（　）で記載しております。

注５）　中期計画においては、法定福利費を含めて予算上の人件費としておりますが、上記明細には、法定福利費は含まれておりません。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」及び平成22年２月５日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成22年３月30日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　高橋　文雄

平成18年３月31日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の変更

２⑶のうち、⑪～⑭を削り、⑮を⑪、⑯を⑫、⑰を⑬、⑱を⑭として、⑭の次に以下の⑮及び⑯を加え、「①から⑩については、⑵④の料金には適用せず、⑯については⑵④の料金のみに適用する。」を、「⑬については、⑵④の料金には適用せず、⑫、⑮及び⑯については⑵④の料金のみに適用する。また、⑵④の料金について、③から⑧及び⑩を適用する期間は、平成22年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。」に改める。